

総発第247号
令和4年8月29日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和4年6月30日付監発第37号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「酒田観光戦略推進協議会負担金」 （地域創生部交流観光課）
上記補助金の対象者 《酒田観光戦略推進協議会》

【指摘事項】

団体の会計処理について

酒田観光戦略推進協議会（以下「協議会」という。）の令和3年度収支予算（令和3年10月8日書面表決）に計上されていないアドバイザー業務委託2件、合計12,467,364円について一者随意契約で令和3年4月1日に契約を締結し、管理費予算（給与・手当等の人件費）から支出していた。

また、協議会規約第15条では、事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすると規定されているが、令和3年度酒田花火ショー実行委員会負担金の精算（9,238,605円戻入）を、事業年度を越えて令和4年5月6日にするなど、令和4年5月まで令和3年度分10件の入出金があり、令和4年3月31日現在の通帳残高と令和3年度決算報告書（案）の繰越額が一致していない。

公金が投入されている以上、適正な会計処理が求められることから、協議会の事業計画、収支予算及び規約にのっとり、適正に事務処理すること。

■措置内容

令和4年度については、予算書及び事業計画に基づいて適正に執行するとともに、協議会規約に則り3月31日で事業完了となるよう適正に処理していく。

団体の内部統制体制について

令和3年5月10日付けで酒田観光戦略推進協議会（以下「協議会」という。）事務局長から市へ118,072千円の負担金の請求がされているが、協議会総会での事業計画及び収支予算の議決を経ていなかった。

協議会規約第8条第2項では、通常総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に代表が招集する。第9条では、事業計画及び収支予算に関する事項は総会の議決事項と規定されているが、協議会設立以来、理事会、総会は開催されていない。令和3年度は、10月8日に通常総会の書面表決のみとなっており、その後、事業計画の変更など協議会としての審議決定が確認できない。

また、協議会の事務局が地域創生部交流観光課、監事が所管部長となっておりチェック機能が働いていない。

このような状況から協議会として機能しているとは言い難く、協議会規約にある目的、事業を達成するよう組織体制を確立すること。

■措置内容

令和4年度の通常総会は6月28日に開催した。今後は総会での議決後に負担金請求をするよう適正な事務処理を行っていくとともに、収支予算及び事業計画の変更については、理事会での審議決定を諮っていく。

また令和4年度は事務局長を地域創生部長、監事を産業振興調整監として事務局体制及びチェック機能の強化を図っていく。

なお、措置内容ではないが、令和4年5月に、観光振興を推進する組織として一般財団法人酒田DMO※が設立したことから、今後協議会の主な事業は酒田DMOが担っていくことになる。そのため、酒田観光戦略推進協議会の組織体制については、酒田DMOへの業務移管を見据え、解散も視野に整理調整を行っていく予定である。

※ DMO (Destination Management Organization) : 観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。